

要介護認定等に係る情報提供に関する遵守事項

＝ 必ず守ってください！ ＝

この制度は、要介護者等の介護サービス計画及び介護支援サービスの適切かつ円滑な作成を目的として、介護支援専門員等に対し要介護者等の要介護認定等に係る情報を提供する制度です。

介護支援専門員等のみなさんに提供する情報の内容は、すべて要介護者等本人の個人情報であるため、その取扱いについては、次の事項を遵守のうえ、当該制度の趣旨に沿った慎重な取り扱いをお願いいたします。

なお、この遵守事項が守られないときは、情報の提供ができなくなりますのでご了承願います。

【 遵 守 事 項 】

- 1 介護支援専門員等は、認定等関係資料を本人の介護サービス計画、介護予防サービス計画及び施設サービス計画の作成以外の目的に使用しないでください。
- 2 介護支援専門員等は、認定等関係資料の内容を本人や親族等に知らせたり、提供したりしないでください。
- 3 介護支援専門員等が、認定等関係資料をサービス担当者会議等に用いるときは、予め本人の同意を文書により得てください。また、会議等終了後すみやかに認定等関係資料を回収してください。
- 4 介護支援専門員等は、提供を受けた認定等関係資料を厳重に管理し、紛失や破損したりしないよう努めてください。なお、認定等関係資料を紛失や破損したときは、直ちに市に連絡し、その指示に従ってください。
- 5 介護支援専門員等は、本人との居宅介護支援、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防支援及び介護予防サービスの提供に係る契約事務が終了したときや、その他資料を所持する必要がなくなったときは、速やかに認定等関係資料（当該資料を複写し、又は複製したものを含む。）を市に返還してください。
- 6 介護支援専門員等は、市から認定等関係資料の提示、提出や返還を求められたときは、速やかにこれに応じてください。
- 7 事業者等の管理者は、職員や職員であった者に対し、上記に掲げる事項を遵守するよう必要な措置を講じてください。